

Title	〔行政法四〕 医療擔當者に對する注意と抗告訴訟の對象 (昭和三二年五月二八日宇都宮地裁判決)
Sub Title	
Author	田口, 精一(Taguchi, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.7 (1959. 7) ,p.86- 90
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590715-0086

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔行政法 四〕 医療擔當者に對する注意と抗告訴訟の對象

（昭和三年五月二十八日字都府地裁判決
 昭和三年五月二十八日字都府地裁判決
 行政事件裁判例集八卷五號九〇一頁（96））

【判示事項】 一、社會保險醫療擔當者監査要綱に基く都道府縣知事の醫療擔當者に對する注意および戒告の措置は、抗告訴訟の對象となるか。

二、社會保險醫療擔當者監査要綱に基いて縣知事が醫療擔當者に對してした戒告の適否を判定した事例。

【事實】 被告栃木縣知事は、監査官を通して原告の診療方針および診療報酬の請求状態について監査を實施し、昭和二年一月二七日附で、「貴殿は社會保險診療方針に違背し且重大なる過失による診療報酬の不當請求を爲したものと認めらるゝので今後社會保險診療上の一切に過誤なきよう嚴重戒告する」旨の處分をなし、その決定書を昭和三年一月七日に原告に送達した。原告は、これを争い、同一七日に異議の申立をなしたが、同年四月一七日に却下されたので、出訴におよんだものである。

原告は、右の處分が、監査要綱に準據してなされたものではなく、また虚構の事實を認定している等の違法があるとし、被告の本

案前の抗辯に對しては、本處分が行政處分であり、またその結果によつては、保險醫指定の取消の前提ともなり、かつ原告に對して損害を及ぼすものであるから、行政處分として取消訴訟の對象になりうると主張した。なお被告のあげた診療方針に關する違背および診療報酬の不當請求については、これを否認した。

被告は、本案前の申立として、右の監査要綱は、知事の監査權を適正に行使させるために、監督機關である厚生大臣が決定し、知事に通達した内部規律であり、保險醫に對する特別權力關係を規律するために定められた實質的な法規ではないとし、したがつて、右要綱に定められた指定の取消、戒告、注意等の措置は、懲戒處分としての性質をもつものではなく、かつ法律上の効果に影響をおよぼすことを目的としたものではなく、單なる事實上の行爲にすぎないから、抗告訴訟の對象にはならないと主張する。次に本案に關する答辯として、原告は、すでに診療報酬の不當請求によつて注意を通告されたことがあること、さらに、監査に基いて、診療方針の違背

の事實、重大なる過失による診療報酬の不當請求の事實、診療録の記載等に不完全な個所の多かつた事實等を主張した。

【判旨】 請求棄却。判示の概略は、次の如くである。社會保險醫療擔當者監査要綱は、被告知事が、監査を実施するに際し、その圓滑適正なる運用を期するために、厚生大臣が、その監督權に基いて決定した監査の準則であり、監査の結果によつて、注意、戒告、指定の取消等の行政上の措置をなしうることを定めており、これによつて保險機構の適正なる運営を確保するものである。したがつて、右の注意戒告の措置は、それ自體なら法律上の効果の發生を目的としない一種の觀念通知たる事實上の行爲にすぎないが、これをうけた醫療擔當者にとつては、指定の取消の場合と同様に、その名譽信用等に事實上重大な影響をおよぼすおそれのあることも明らかであるから、右の措置は、懲戒作用たる性質を有するものである。

【評釋】 本件において注目されるべき問題は、このような注意戒告處分が、抗告訴訟の對象となりうるか否かということである。行政廳の違法な處分に對して、國民の法的利益を保障しようとする行政争訟制度の目的より考えて、抗告訴訟は、具體的な權利義務に關する紛争に對して提起されるのであるから、國民の權利義務に、なんらの法律上の影響をもおよぼさない行政廳の行爲は、このような訴訟の對象にはなり得ないものである。故に、訴については、係争の行爲が、原告の權利法的地位に關して變動を生ぜしめることを、その内容とするものであるか否かによつて、訴訟の對象としての適格を備えているか否かを判定しなければならぬ。したがつて、行政廳の内部的行爲、勸告、事實上の通知等は、一般に、行政廳の處分として抗告訴訟の對象とは認められないものである。ただしこの判別は、行爲の名稱形式等によつて、機械的になされるのではなく、右のような性質内容をもつたものであるならば、名稱は通知勸告といわれているような行爲であつても、もち

この措置について、いずれを選ぶかは、原則として、知事の專權に屬するが、右戒告處分が、社會觀念上著しくその適正を缺くとか、全く事實の基礎を缺くような場合には、行政廳の處分に準じて、抗告訴訟の對象となりうるものと解すべきである。

さらに、本案については、係争の戒告處分が、前記要綱に定める手續によらない違法なものであるとする原告の主張をしりぞけ、また監査の際にその對象となつた診療の事實についても、これを審理し、原告の主張を否認した。すなわち、監査にあつては、その日を原告に豫告し、醫師會とも連絡をとつて所屬醫師の立會のもとに原告の辯明をきき、縣社會保險醫療協議會の答申に基いて戒告を決定する等、監査手續に違法はないとする。さらに、事實審理の結果、診療方針の違背および報酬の不當請求を認めて、右の戒告處分を適法なものとし、原告の請求を棄却したのである。

ろん、これについて出訴することが許されるわけである。

ところで、本件の戒告處分は、判示にもあるように、その性質は一種の通知行爲であつて、これにより原告の法的地位ないしはその権利に關して、なんらの變動をも生ぜしめるものではないから、本來抗告訴訟の對象とはなり得ないはずである。しかし、判示は、保険醫としての信用等の事實上の利益に對する影響を考慮して、このような戒告に對する訴の提起を認めたと。たしかに、訴訟における法的救済は、いわゆる權利とされるものに狭く限定されるべきではなく、法的に價値を認めることのできる利益をも含めて、考慮されるべきものであろう。しかし社會生活におけるあらゆる利益に對する保障、そしてこのような利益に關するあらゆる紛争が、訴訟によつて處理されうるものではなく、またそうすることが、最も適切な方法であるというわけでもない。事件の本體は、醫療政策に關する問題であり、保険醫と監査機關との醫療に關する社會保險機構の内部における問題であつて、しかも係争の戒告は、原告の醫師としての法的地位ないしはその權利に對して、直接になんらの効力をもおよぼしてはいないのである。このような行爲が、抗告訴訟の對象となりうるか否か。たんに戒告をうけたということのみで、これを訴訟において争ひ、判決を求めべき訴の利益があるものといえるかどうか。そして、このような純然たる醫療監督上の問題が、ただちに、法的争訟を判定すべき裁判所の擔當するような事項として、その權限に屬するものであるかどうか。判示に對して疑をもつものである。

さらに、判示は、右の戒告が、社會觀念上著しくその適正を缺くとか、事實の基礎を缺くような場合であるならば、行政廳の處分に準じて、抗告訴訟の對象となりうるとする。すなわち、このような行爲は、元來行政廳の專權に屬するものであり、訴訟の對象にはならないが、右のような事情の存する場合には、行政處分に準じて、出訴することができるのである。しかし、著しく不都合な行爲であるかどうか、事實無根のものであるか否かということは、本案に關する問題であつて、事件の實體に對する審理によつて判定されるべきことである。ところが、係争の行爲が、そもそも訴訟の對象となりう

べき適格を有するかどうかという問題は、行爲それ自體の性質によつて決定されるのであり、それが當該事件において、どのように行われ、それに對して、當事者が、どのような主張理由づけをしていかという事件の個別的な事情によつて左右されるものではない。もし、この戒告行爲が、保險醫の法的地位ないしは權利に變動を生ぜしめるべき性質のものであるならば、それは、まさに裁判所の審査すべき抗告訴訟の對象としての類型に屬するものといふことができる。けれども、判示のように、これが、なんら法律上の効果の發生を目的としない事實上の行爲としての部類に入るならば、いかなる場合においても、このような行爲は、裁判權の對象とはなり得ないはずである。したがつて、この點に關する問題は、裁判權の範圍を畫するものであり、さらには原告適格および訴の利益との關連において、訴の成立に關する訴訟要件の問題でもあり、當事者の請求における個々の主張ないしは理由づけ如何にかかわらず、係争の行爲の性質それ自體によつて判定すべきものである。これに對して、當該行爲が、著しく適正を缺くとか、事實無根であるとする主張は、行爲の違法性を根據づけ、原告の請求を理由あらしめようとするのであるから、本案審理の領域において判断されなければならない。もし判示のように、訴訟の對象とならない行爲であつても、原告の主張が、著しく不適當であるとか、それが事實無根のものであるという主旨をもつて構成されれば、訴の對象となりうるものであるならば、裁判權の範圍ないしは訴訟の對象を確定すべき基準といふものは、原告の主觀的な理由づけによつて、どのようにでもなることになり、事實上このような基準は、全く存在しないのと同様になつてしまふであらう。判示は、裁判權ないしは抗告訴訟の對象に關する事項と、本案審理における當事者の請求に關する問題とを混同してゐるのではなからうか。

また、かりに戒告の行爲が、訴訟の對象となりうるとしても、本件の場合には、たんに戒告がなされたのみで、他になんらの法的効果をも、原告におよぼしてゐるのではないから、訴の利益ありといえるものであるか疑わしい。もちろん、この戒告が、さらに保險醫の指定の取消ないしは醫業免許に對する不利益處分との必然的な結合關係をもつてゐるならば、戒告

のなされた場合に、訴の利益の存在も考慮されようが、本件における戒告處分は、さらに重い處分を當然に豫定しているわけではない。判示は、信用名譽等の事實上の利益に對する影響をもつて、訴の利益ありと判断しているが、本件の場合には、これを認めうる程に、明白なる危険が発生しているとも思われないのである。すなわち、原告に對して、權利を制限しないしは剝奪するような處分がなされる場合にこそ、訴の利益があり、裁判による權利の保障が必要だからである。判示は、訴の利益の存在に對する判断においても正當なものであるとは思われない。

(田口精一)

〔民法 四〕 他人の權利の賣買と賣主の責任

昭和三年三月一七日、（永）第三號掛書、高裁岡山支部判決
 高裁民集一巻二號一三五頁、法律新聞九九號一四四七頁
 第一審岡山地裁津山支部

【參照條文】 民法四一五條・五六一條・五六二條・五四三條・五四五條

【事實】 昭和二年二月二七日、X（原告、被控訴人）は、Y（被告、控訴人）との間に建物を代金一七萬五千圓支拂期日同年三月一日の約束で買受ける旨の賣買契約（第二賣買契約）を締結し、Yに對し右代金全額を所定の期日に支拂つた後、さらに同年六月一〇日、訴外Bに對しこれを代金三〇萬圓建物引渡と同時に支拂を受ける約束で賣渡す旨の賣買契約（第三賣買契約）を締結した。ところで、右建物は、さきに昭和二年九月一六日、Yがその所有者である訴外Aより代金一七萬圓支拂期日同年一〇月末日の約束で買受け

（第一賣買契約）、さらにこれをXに賣渡したものであるが、YはAに對し代金の支拂をなさないため、昭和二年三月一六日、AよりYに對し同年三月二五日を期限として代金支拂の催告をしたところ、なおYは代金支拂義務を履行しないので、Aは、同年三月三一日、Yに對し右建物に對する賣買契約を解除し、さらに同年七月二〇日、訴外Cにこれを賣渡した（第四賣買契約）。Xは、Yの右建物引渡義務の履行が不能となつたため第三賣買契約によつて得るはずの三〇萬圓の利益を失つた、しかもXが右建物を轉賣して利益を得ようとして買受けたものであることはYも熟知しており、また右建物は適當な買受人を物色して轉賣すれば三〇萬圓以上で賣却しう